

「長屋の屋根葺き替え工事顛末記（き）」→ 強制執行あれこれ

1、強制執行、こわい響きの言葉ですね。

私は民事を中心に弁護士をやっていますので、強制執行を何度も経験しています。

私は、強制執行の度に、これは国家権力によって個人の権利行使を保障しているのだと実感します。

私の年代ですと、学生運動上がりの弁護士も多く、その人たちからは、法制度は国家権力が人民を支配する手段だ、という言葉もよく聞かされました。

しかし、司法制度という国家権力によって保障されるから、相手が大企業でも暴力団でも行政機関でも政治家でも、一般私人がその法律上の権利を行使することができるのだと私は考えています。

2、強制執行にはいくつものタイプがありますが、ポピュラーなのは給与や銀行預金・不動産の差押えなどの金銭債権による財産の差押えと、建物明け渡しや動産引渡などの強制執行でしょう。

給与の差押えの場合、給与全額ではなくその一部の差押えになります。

これは差押えされる方の生活をも維持する必要があるという考え方によるものです。

同様の考え方から、年金も差押えできません。

一方、給与などの場合は、たとえば100万円の債権で差押えしますと、100万円に達するまで毎月の給与の差押えが続けます。

相手方が公務員や大企業の社員だと給与を差押えされて退職する方は少ないので、一回の差押えで全額回収されるまで給与の差押え、回収が続けますので、私などは相手方が公務員や大企業の社員だと、ラッキー、と思ってしまいます。

また子供の養育費の差押え・強制執行では、たとえば1ヶ月でも養育費の支払いを怠りますと、債権者（子供の親権者、元妻の場合がほとんどですね）は債務者の給与を差押えすることができますが、この場合は滞納した1ヶ月分の養育費が回収されても差押えは終了せず、定められた養育費の支払いが終了するまで（た

とえば子供が成人するまで）給与の差押えは続きます。

ですから、離婚して養育費を支払うことになった方は、少しでも養育費を滞納するとずっと給与を差押え続けられるというリスクを考えて、養育費の支払いを怠らないよう注意しなければなりません。

3、建物明け渡しの強制執行は、執行官と執行官の補助者である執行業者が建物に強制的に立入り（債務者が任意に鍵を開けない場合は鍵の専門家が解錠します）、家財道具などを運び出すという、まさに国家権力の行使というべき行為です。

この執行を妨害しますと、公務執行妨害罪で逮捕されることになります。

ある建物明け渡しの強制執行の時、債務者が市会議員に連絡をして執行をとめようとしたことがありましたが、えらそうにやってきて怒鳴っていたその市会議員に執行官が裁判所の強制執行であり妨害すると市会議員でも公務執行妨害罪になることを説明すると、その市会議員はすごすごと帰って行きました。

ただ、建物明け渡しの強制執行は、たとえば住居の場合は強制執行時点でたちまち住処を無くしてしまうわけですから、事前に執行官が建物を訪問して本執行日を告知してそれまでに退去するよう勧告して、債務者に準備期間をあたえるようにしています。

また本執行の際に、執行官から住居をなくす債務者に、一時的な住まいを斡旋してくれる役所の機関を紹介することもあります。

このように、強制執行では、国家権力の行使という側面とともに、債務者の生活保証も一定程度配慮されています。

（理事 丸橋茂）



◎次回のタイトルは、「れ」から始まることがあります。